主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人当別当隆治の上告趣意は、事実誤認、量刑不当、単なる法令違反を主張するものであつて、刑訴四〇五条の定める上告理由に当らない。また同四一一条を適用すべきものとも認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により、全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官